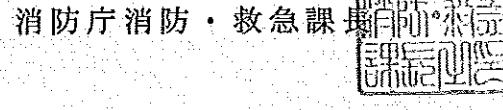


消防消第 217 号
平成20年10月31日

各都道府県消防防災主管部長 殿



都道府県警察との通報要領の協議について

災害通報受信時における警察機関との連携については、「災害通報受信時における適切な対応について」（平成20年9月16日付け消防消第176号、消防情第155号）により周知徹底しているところですが、今般、警察庁から「都道府県警と消防本部との間における通報要領の協議について」（警察庁丁地発第163号）が別添えのとおり発出されました。

つきましては、別添えの通知に基づき、警察本部から消防本部に対し、通報要領についての協議依頼がある予定ですので、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、この旨を周知していただき、適切に対応していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

消防・救急課 佐竹課長補佐、勇勢係長、濱田事務官
03-5253-7522（直通）

原議保存期間 3年
(平成23年12月31日まで)

各道府県警察本部長 殿
警視庁地域部長

警察庁丁地発第163号
平成20年10月31日
警察庁生活安全局地域課長

(参考送付先)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

都道府県警察と消防本部との間における通報要領の協議について
みだしのことについては次のとおりであるので、関係消防本部と協議されたい。

記

1 目的

都道府県警察と消防本部が、事件事故等の発生に伴い相互に通報を行う際の通報窓口を明確にするとともに、通報元機関における対応予定や通報先機関に対する要請事項等を確実に告知することで、各種事案対応の万全を期すことを目的とする。

2 協議事項

(1) 通報窓口及び通報方法

都道府県警察及び消防本部が相互に通報を行う際の通報窓口及び通報方法を明らかにすること。

(2) 通報時における告知事項

通報を行う際は、事案の概要、発生時間、発生場所、要救助者の有無のほか、通報元機関における対応予定及び通報先機関に対する要請事項を明確に告げること。

(3) 通報受理時における告知事項

通報を受理した際は、通報受理機関における対応方法、現場到着予定時刻等を明確に告げること。

3 留意事項

(1) 通報窓口の設定

都道府県警察における通報窓口については、情報共有の観点から通信指令室に一元化することが望ましいが、通信指令室の体制等の問題から一元化することが困難な都道府県警察にあっては、事案発生場所を管轄する警察署を通報窓口とすること。

なお、警察署を通報窓口とする場合は、関係消防本部に警察署の管轄区域を明確に告げるとともに、通信指令室において各警察署と関係消防本部との協議結果を確実に把握し、対応に齟齬を来すことのないよう十分留意すること。

(2) 協議結果の保存及び示達等

消防本部との協議結果については、書面化して保存するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

4 その他

参考として、消防庁消防・救急課長から各都道府県消防防災主管部長に対して発出

した関連文書を添付したので確認すること。